（流水の占用の登録等の申請）

第十一条の二　水利使用に関する法第二十三条の二の登録又は法第二十四条、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の許可（法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可に限る。）の申請は、別記様式第八の（甲）の2及び（乙）の1の2による申請書の正本一部及び別表第一の二に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、法第二十四条、第二十六条第一項及び第二十七条第一項の許可の申請が含まれていないときは、第六号から第八号までに掲げる図書は、添付することを要しない。

一　申請者が法第二十三条の四第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面

二　次に掲げる者の同意書の写し

イ　申請者と当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する流水の占用について法第二十三条の許可を受けた者とが異なるときは、当該許可を受けた者

ロ　申請者と当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する令第十四条の二に規定する流水が放流されるダム又は堰を設置した者とが異なるときは、当該ダム又は堰を設置した者

三　次に掲げる事項を記載した図書

イ　水利使用に係る事業の計画の概要

ロ　使用水量の算出の根拠

四　当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する流水の占用に関する法第二十三条の許可に関する次に掲げる事項を記載した書面

イ　水利使用の目的

ロ　許可水量

ハ　許可期間

ニ　取水口又は注水口の位置

ホ　許可に条件が付されている場合にあつては、当該条件

五　工作物の新築、改築又は除却（以下この条及び第十五条において「新築等」という。）を伴う水利使用に関する法第二十三条の二の登録の申請にあつては、前条第二項第二号の表に掲げる図書（法第二十六条第一項の許可の申請が含まれていないときは、工事計画の概要を記載した図書）

六　河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において工作物の新築等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあつては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

七　工作物の新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

八　第三十九条ただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により同時に行うべき他の許可の申請の経過又は予定を記載した書面

九　その他参考となるべき事項を記載した図書

3　前項第一号の誓約書の様式は、別記様式第八の一の二の様式とする。

（登録の抹消）

第十一条の三　河川管理者は、法第七十五条第一項若しくは第二項の規定により法第二十三条の二の登録を取り消したとき、又は法第二十三条の二の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

（流水の占用の登録を拒否する場合）

第十一条の四　法第二十三条の四第五号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　令第十四条の二に規定する流水を利用する発電のために河川の流水を占用しようとする場合において、次に掲げる者の同意を得ていない場合

イ　申請者と当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する流水の占用について法第二十三条の許可を受けた者とが異なるときは、当該許可を受けた者

ロ　申請者と当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する令第十四条の二に規定する流水が放流されるダム又は堰を設置した者とが異なるときは、当該ダム又は堰を設置した者

二　令第十四条の二に規定する流水を利用する発電のために河川の流水を占用しようとする場合において、河川に新たに減水区間を生じさせる場合

三　申請に係る流水の占用に係る水利使用に関して必要な法第二十四条又は第二十六条第一項の許可を受ける見込みがない場合

四　申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事項の記載が欠けている場合

（登録事項）

第十一条の五　令第十四条の三第六号の国土交通省令で定める事項は、登録の番号とする。

第十五条第一項中「新築、改築又は除却（以下この条において「新築等」という。）」を「新築等」に改める。

第十八条の十二を第十八条の十三とし、第十八条の六から第十八条の十二までを一条ずつ繰り下げ、第十八条の五の次に次の一条を加える。

（放置等をしてはならない船舶等の指定の公示）

第十八条の六　第十八条の二第一項及び第六項の規定は、令第十六条の四第一項第二号の船舶等の指定の公示について準用する。

第三十七条の二第三号中「もの」の下に「（法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係るものを除く。）」を加える。

第三十八条の二の表以外の部分中「別表第一」の下に「、別表第一の二」を加え、同条の表中「別表第二」を「別表の第一の二、別表第二」に改める。

第三十八条の三の表以外の部分中「別表第一」の下に「、別表第一の二」を加え、同条の表中「第七条第三号」の下に「、別表第一の二」を加える。

第三十八条の四の表以外の部分中「第七条第三号」の下に「、第七条の二」を加え、同条の表中「別表第一」の下に「、別表第一の二」を加える。

第三十九条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条中「法第二十三条」の下に「、第二十四条」を加え、「又は令第十六条の三第一項」を「若しくは令第十六条の三第一項」に改め、「規定による許可」の下に「又は法第二十三条の二の登録」を、「他の許可」及び「これらの許可」の下に「又は登録」を加える。

第四十条第一項中「第二十三条」の下に「、第二十四条」を加え、「又は令第十六条の三第一項」を「若しくは令第十六条の三第一項の許可」の下に「又は法第二十三条の二の登録」を加え、同条第二項中「第二十三条」の下に「、第二十四条」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「第十六条の八第一項の許可」の下に「又は法第二十三条の二の登録」を、「変更の許可」の下に「又は登録」を加え、同条第三項中「許可」の下に「又は登録」を加え、同条第四項中「第二十三条」の下に「、第二十四条」を加え、「又は令第十六条の三第一項」を「若しくは令第十六条の三第一項」に改め、「許可」の下に「又は法第二十三条の二の登録」を加える。